

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	私学・高等教育課	整理番号	5-7
許認可等の種類	専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人に係る解散の認可及び合併の認可				
根拠法令条例等・条項	私立学校法第64条第5項				
許認可等の概要	専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人(準学校法人)の解散の認可及び合併の認可				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化された基準設定が困難であるため)				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化された基準設定が困難であるため)				
期間の制定根拠	—				